

危険老朽空き家対策事業のお知らせ

防災、防犯等の観点から居住環境の向上を図るため、市街地において使用されず、適正に管理されていない危険老朽空き家のうち、所有者が取り壊しの意志があるものの、経済的理由から取り壊すことのできない所有者へ、費用の一部を助成し、当該建物を除去する事業を実施することにより、町民の安全と安心を確保し、環境整備等の推進に資する事を目的に行います。

対象となる空き家	<ul style="list-style-type: none">● 居住を目的として建築され、現に居住していない木造家屋(一部の軽量鉄骨も含む)であること。● 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。
主な事業対象要件	<ul style="list-style-type: none">● 建物の所有者が町税及び使用料、手数料等に未納がないこと。● 所有者の前年所得が300万円以下であること。● 取り壊し工事にあたっては、町内の業者に請け負わせること。
事業の対象区域	<ul style="list-style-type: none">● 本町1丁目 ～ 本町6丁目● 北浜(錦町・緑町・文光町)● 幸和(3区・5区・若葉町)

◎平成21年度事業申込み受付は、

平成21年6月23日から随時受付いたします。

◎申込み方法など詳しくは、役場総務課企画振興係

(TEL 7-2111)までお尋ね下さい。